

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格喪失日（昭和43年11月21日）及び資格取得日（昭和44年9月1日）、申立期間②に係る資格喪失日（昭和44年10月1日）及び資格取得日（昭和45年2月16日）、申立期間③に係る資格喪失日（昭和45年3月25日）及び資格取得日（昭和45年8月17日）に係る記録を取り消し、すべての申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係るすべての申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月21日から44年9月1日まで  
② 昭和44年10月1日から45年2月16日まで  
③ 昭和45年3月25日から同年8月17日まで

私は、A社に、昭和43年10月1日から45年9月11日までの期間において継続して勤務し、配送業務に従事していた。厚生年金保険の被保険者記録によると、同社に勤務していた期間のうち、すべての申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。途中で退職したことは無く、継続して勤務していたことは間違いないので、すべての申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、昭和43年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年11月21日に資格を喪失後、同社において44年9月1日に再度資格を取得、同年10月1日に資格を喪失、45年2月16日に資格を取得、同年3月25日に資格を喪失、同年8

月 17 日に資格を取得しており、すべての申立期間に係る被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人が名前を挙げた同僚 4 人は、「申立人は A 社に、すべての申立期間において途切れることなく継続して勤務していた。」と供述している上、当時の取締役は、「申立人のように 1 か月等短期間のみ厚生年金保険に加入させるなどの雇用形態は無く、従業員は全員厚生年金保険に加入させており、厚生年金保険料も毎月給与から控除していた。」と供述しているところ、前述の同僚のすべてが「同社に在籍していた期間は継続して給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と供述している。

一方、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期に厚生年金保険の資格を取得している従業員の厚生年金保険の加入記録をみると、昭和 43 年 10 月 1 日に資格取得した従業員の約 8 割、44 年 9 月 1 日に資格取得した従業員のほとんど、45 年 2 月 16 日に資格取得した従業員の約 9 割が申立人の資格喪失日と同一の日付で資格を喪失、取得し、1 か月のみの加入期間を繰り返しており、社会保険事務所(当時)においてさかのぼって記録の訂正が行われた形跡は認められないものの、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録は不自然なものとなっている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人はすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 43 年 10 月、44 年 9 月、45 年 2 月及び同年 8 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録並びに申立人と同職種の同僚の A 社における 43 年 10 月、44 年 9 月、45 年 2 月及び同年 8 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から判断すると、すべての申立期間を 3 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、昭和 43 年 11 月から 44 年 8 月までの期間、同年 10 月から 45 年 1 月までの期間及び同年 3 月から同年 7 月までの期間の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主はすべての申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（25万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を25万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月2日

申立期間において、事業主であるA事業所により支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、申立期間の標準賞与額に係る記録が無い。申立期間について標準賞与額に係る記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が保有していた勤怠支給控除一覧表及び事業主の供述から、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（25万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していない。」と認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 宮崎厚生年金 事案 389 (事案 101 の再申立て)

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、高等学校を卒業する前の昭和 36 年 2 月から同年 8 月までの間、A 市の B 社で勤務していたにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録がないことが分かった。同社に採用されてすぐに病院で診療を受けた際、三つ折りの健康保険被保険者証を提示したことを覚えている。

申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得がいかない。

今回、新たに当時一緒に勤務していた同僚らの氏名を思い出したので、再度調査してほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立人が提出した高等学校の卒業名簿（昭和 36 年 3 月 1 日）から判断すると、申立人が同校卒業後に B 社に就職していたことが推認できるものの、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿では、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 36 年 7 月 1 日と記載されていることが確認できるのみで、申立期間に申立人が厚生年金保険の被保険者であったことをうかがわせる事情は見当たらないこと、及び前述の被保険者原票において、申立人と同様に同年 3 月に高等学校を卒業した後に入社したとする従業員についても、同年 7 月 1 日付けで被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、当該事業所では、申立期間当時、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえること等を理由として、既に当委

員会の決定に基づき、平成 20 年 9 月 3 日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに 3 人の同僚の氏名を挙げているところ、このうち生存が確認できる二人に照会したが、いずれの同僚も申立人について記憶が無く、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から確認できる厚生年金保険被保険者資格を取得した時期とそれぞれの供述する勤務開始時期が一致しない上、申立事業所においては試用期間があった旨供述しており、申立期間について厚生年金保険料が給与から控除されていたことを裏付ける具体的な供述は得られなかった。その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和7年生

住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年8月29日から29年2月まで

② 昭和51年9月18日から同年11月1日まで

③ 昭和52年10月16日から56年3月まで

私は、昭和27年1月から29年2月までの期間において、A県のB事業所で勤務していたが、申立期間①について厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかった。

また、私は、昭和51年9月18日から56年3月までの期間において、C事業所で勤務していたが、申立期間②及び③について厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかった。

すべての申立期間について、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は、昭和28年8月29日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、住民票では、その直後の同年9月4日が、現住所であるD市の「住民となった日」と記録されていることから判断すると、申立人は、申立期間①のうち少なくとも同年9月4日から29年2月までの期間において、A県にあった申立事業所に継続して勤務していたとは考え難い。

また、申立人は、申立人と同時に申立事業所に入社し、退職時期も同時であったとする同僚を記憶しているが、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の前後に当該同僚の氏名は確認できない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和 27 年 1 月 11 日に資格を取得し、28 年 8 月 29 日に資格を喪失していることが確認できるほか、申立人が、再度当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得したことをうかがわせる記載は無く、当該名簿の整理番号に欠番も無い。

加えて、適用事業所名簿において、申立事業所は昭和 33 年 3 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、商業登記簿において申立事業所の清算に関与していることが認められる E 事業所に照会したが、「資本参加のみであり、人事記録等の関連資料は当社では引き継いでおらず、引き継ぎ先の事業所も分からない。」と回答しており、申立人の、申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

2 申立期間②及び③について、雇用保険の被保険者記録において、申立人が昭和 51 年 11 月 1 日に雇用保険被保険者の資格を取得し、52 年 10 月 15 日に離職していることが確認できるところ、いずれも C 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と符合しており、申立人が申立期間②及び③について申立事業所に勤務していたことが確認できない上、申立人は、「申立事業所を退職後に、失業保険（基本手当）を受給する手続は行ったが、家業に従事することになったため、受給はしなかったと思う。」と供述しているところ、公共職業安定所の回答により、申立人の離職票は、前述の離職日の翌日である昭和 52 年 10 月 16 日に発行され、その後申立人は基本手当の受給手続を行っていることが確認できることから判断すると、申立期間③について、申立人が継続して申立事業所に勤務していたとは考え難い。

また、当時の事業主は、「申立人について記憶が無く、関連資料も保存していない。」と供述しており、申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立期間②は、国民年金の特殊台帳及びオンライン記録から、国民年金の加入期間として記録されており、昭和 51 年 10 月においては、国民年金保険料の納付について免除申請を行っていることが確認できる。

なお、申立人は同時期に勤務していたとする同僚について「私より先に入社し、私が退職する時にはまだ勤務していた。」と主張しているが、これは、当該同僚の「申立人は、私より後に入社し、私が退職する時にはまだ勤務していたと思う。」とする供述並びに、当該同僚及び申立人の C 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における厚生年金保険の被保険者記録とは異なっており、申立人の主張には不自然さが見られる。

3 このほか、すべての申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺

事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。